

準備はお済みですか？ 確定申告

受付期間 2月16日(木)～3月15日(水)

税務課(東庁舎)
☎71・2319 ☎72・2460

平成28年分の所得税の確定申告と平成29年度分の住民税の申告が、2月16日(木)から始まります。毎年、申告期間中は税務署や市の申告会場が大変混雑しますので、あらかじめご了承ください。申告書はできるだけ自分で作成し、提出する添付書類や提示する書類を確認しておいてください。

確定申告日程 期間中、次のとおり申告受付を行います。

■**受付時間** 午前8時～午後3時(申告開始:午前9時～)

相談日	会 場	相談日	会 場
16日(木)	菩提寺まちづくりセンター	2日(木)	三雲ふれあいセンター
17日(金)		3日(金)	
20日(月)		6日(月)	市民学習交流センター (サンヒルズ甲西)
21日(火)		7日(火)	
22日(水)	市役所西庁舎	8日(水)	共同福祉施設 (サンライフ甲西)
23日(木)		9日(木)	
24日(金)		10日(金)	
27日(月)※		13日(月)※	
28日(火)※		14日(火)※	
		15日(水)	

- ※印の日はポルトガル語の通訳が会場にいます。
- 混雑状況により、受付時間内でも受付を締め切る場合があります。
- 対象地域は指定していません。

- 譲渡所得(土地・家屋・株式などの売買)、雑損控除のある人など相談内容が複雑な場合は、水口税務署で申告してください。
- 税務課(東庁舎)、市民課分室(西庁舎)の窓口での申告受付は行っていません。
- 市の申告会場でお預かりする確定申告書には、受付印を押印することはできません。控えに受付印が必要な場合は、水口税務署に直接提出してください。
- 事業・農業・不動産所得を申告する人は、収支内訳書が必要です。初めて事業所得などを申告する人で作成方法が分からない場合は、事前に税務署や税理士などに相談してください。

申告に必要な書類など

<一般的なもの>

- ・収入がわかる書類(源泉徴収票、事業・農業・不動産の収支内訳書、配当や個人年金、満期返戻金などの支払通知書)
- ・税務署から確定申告書が送付されている人はその書類一式
- ・印鑑(スタンプ印は不可)
- ・本人名義の預貯金口座番号などが分かるもの
- ・マイナンバーカード(持っていない人は、通知カードと運転免許証・健康保険証など)

<各控除に必要なもの>

平成28年中に支払った保険料の控除証明書や医療費の領収書、障害者手帳などの写し

国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料

- ・特別徴収(年金天引き)分は年金受給者本人の所得からしか控除できません。

医療費控除

- ・医療費の合計がおおむね10万円を超える場合に控除できます。
※申告者の所得によっては10万円を超えていなくても控除できる場合があります。
- ・あらかじめ支払った医療費の合計を計算しておいてください。保険給付などで補てんされた金額(予定も含む)は差し引いてください。
- ・領収書は原本が必要です。

住宅借入金等特別控除

- ・住民票の写し(平成28年分は除く)
- ・家屋・敷地の登記事項証明書
- ・工事請負契約書・売買契約書の写し
- ・住宅取得資金にかかる借入金の年末残高等証明書
- ・給与所得の源泉徴収票(サラリーマンの場合)など

※ケースによってはほかにも必要書類があります。詳しくは水口税務署へ問い合わせてください。

※家屋・敷地が共有名義の場合や、住宅借入金等特別控除が初年度の場合、借入金に連帯債務がある場合は必ず水口税務署で申告してください。

申告・納税は
正しく期限内に



申告書などは 国税庁ホームページで作成できます

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用して、自宅や事務所のパソコンから申告書を作成すると、税額が自動計算され、誤りなく作成できます。申告書は次のいずれかの方法で提出してください。

- ①インターネット(e-Tax)で提出
※住民基本台帳カード(電子証明書付)またはマイナンバーカードと、ICカードリーダライタが必要です。
- ②印刷して添付書類とともに郵送などで提出。

水口税務署確定申告会場

- 場所** 水口社会福祉センター(水口税務署北隣)
- 開設期間** 2月16日(木)～3月15日(水)(土・日を除く)
午前9時～午後5時
※午後4時頃までにお越しください。
※期間中、水口税務署庁舎内での申告相談は行いません。作成済みの申告書などの受付、納税、納税証明書の発行、申告用紙などの交付のみ行います。
※申告に必要な書類を持参し、国民健康保険料(税)などの支払金額を事前に調べてきてください。



☎水口税務署 ☎62・0314(代)

税理士による確定申告相談会

- 近畿税理士会水口支部が主催する無料相談会です。
- 日時** 2月16日(木)・17日(金)・20日(月)・22日(水)・23日(木)
午前9時30分～午後4時
- 場所** 水口納税協会(水口税務署西隣)
- 定員** 各日10人(要事前予約)
- 申込方法** ☎へ。

☎上杉会計事務所 ☎62・1231

国民年金からのお知らせ

☎草津年金事務所国民年金課
☎077・567・2220

国民年金保険料の納付は口座振替がおトクです！

4月分からの国民年金保険料を口座振替で前納すると次のとおり保険料が割引されます。希望する場合は、2月28日(火)までに金融機関が草津年金事務所手続きをしてください。手数料は不要です。

現在、口座振替を利用している人も、前納を希望する場合は手続きが必要です。

口座振替を利用した場合の保険料額

(平成28年度の場合)

- ①**2年前納**…4月分～翌々年3月分の保険料を4月末に引き落とし
前納保険料額/2年 377,310円(割引額15,690円)
 - ②**1年前納**…4月分～翌年3月分の保険料を4月末に引き落とし
前納保険料額/年 191,030円(割引額4,090円)
 - ③**6か月前納**…4月分～9月分の保険料を4月末に、10月分～翌年3月分までの保険料を10月末に引き落とし
前納保険料額/6か月 96,450円(割引額1,110円)
 - ④**早割制度**…毎月の保険料を当月末に引き落とし
早割保険料額/月 毎月16,210円(割引額50円)
 - ⑤**翌月振替**…毎月の保険料を翌月末に引き落とし
保険料額/月 毎月16,260円(割引なし)
- ※平成29年度の保険料は今月中に告示される予定です。

クレジットカードでも納付できます！

口座振替のほかにクレジットカードによる2年前納(平成29年4月開始)、1年前納、6か月前納、毎月納付(割引なし)があります。前納の割引は、納付書による現金納付と同じですが、一部免除が承認された期間は利用できません。クレジットカードでの納付は、登録以降継続的にクレジットカード会社が被保険者に代わって立替納付を行い、カード会員に請求する方法です(直接金融機関などの窓口でクレジットカードを提示し納付する方法ではありません)。手続きは草津年金事務所をお願いします。

クレジットカードを利用した場合の納付方法

- ①**2年前納**…4月分～翌々年3月分の保険料を4月末にクレジットカード会社が立替納付
- ②**1年前納**…4月分～翌年3月分の保険料を4月末にクレジットカード会社が立替納付
- ③**6か月前納**…4月分～9月分の保険料を4月末に、10月分～翌年3月分の保険料を10月末にクレジットカード会社が立替納付
- ④**毎月納付**…毎月の保険料を当月末にクレジットカード会社が立替納付(割引なし)